

事業報告書

令和 6 年 度

(第4期中期計画・第3期事業年度)

自：令和 6 年 4 月 1 日

至：令和 7 年 3 月 31 日

地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館

目 次

I	法人情報について……………	1
1	理事長より	
2	業務内容、沿革等	
3	所在地	
4	資本金の額	
5	役員等の状況	
6	全職員数(令和7年3月31日現在)	
II	財務諸表の要約について……………	5
III	財務情報について……………	7
1	財務諸表に記載された事項の概要	
2	重要な施設等の整備等の状況	
3	予算及び決算の概要	
4	経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況	
IV	事業の説明……………	9
1	財源の内訳	
2	財務情報及び業務実績の説明	

地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館 令和6年度事業報告書

I 法人情報について

1 理事長より

佐賀県医療センター好生館は、1834 年(天保 5 年)に創設された佐賀藩の「医学館・医学寮」を萌芽とし、1858 年(安政 5 年)、佐賀市水ヶ江に移転独立し、名称が「好生館」に統一されました。1896 年(明治 29 年)には県立病院、2010 年(平成 22 年)には地方独立行政法人として時代とともに運営形態を変えながら、佐賀県の医療を担う中核病院として地域医療への貢献を重要な使命と位置づけ尽力してまいりました。

私たちは、「病む人、家族、そして県民のところに添った最良の医療をめざします」を基本理念として掲げ、地域医療の充実と発展を目指し、さまざまな取り組みを行っています。

高度な医療技術や設備の導入、地域の医療機関との緊密な連携など、幅広い視点から地域医療の向上に努めています。

また、地域の需要を的確に把握し、迅速に対応するために、私たちは常に改善と進化を続けています。私たちは今後も地域の需要に合わせた医療の提供や健康づくりへの貢献に注力し、信頼される医療機関としての役割を果たしていく所存です。

2 業務内容、沿革等

(1) 目的

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館(以下「好生館」という。)は、「関係医療機関との連携のもと、主として高度・専門医療及び救急医療を提供し、また、医療に従事する者の教育及び研修等の業務を行うことにより、県民医療の確保と医療水準の向上に寄与することを目的」(地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館定款第1条)としています。

(2) 業務内容

① 主な業務内容

好生館は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館定款第1条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- 1) 医療を提供すること。
- 2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 3) 医療従事者の研修及び育成を行うこと。
- 4) 看護師等養成所の運営を行うこと。
- 5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

② 病院の主な役割及び機能

○基幹災害拠点病院 ○地域医療支援病院 ○救命救急センター ○開放型病院
○地域がん診療連携拠点病院 ○臓器提供施設 ○エイズ拠点病院
○臨床研修指定病院 ○関連教育病院 ○原子力災害拠点病院
○第一種・第二種感染症指定医療機関 ○日本医療機能評価機構認定病院
○DPC 特定病院群 ○地域周産期母子医療センター ○がんゲノム医療連携病院
○外国人患者受入れ認証医療機関 ○卒後臨床研修評価機構(JCEP)認定病院

③ 許可病床数

450 床 (一般 442 床 感染症 8床)

④ 診療科(医療法):33 診療科

内科	呼吸器内科	循環器内科	消化器内科
血液内科	腫瘍内科	糖尿病代謝内科	腎臓内科
肝臓・胆のう・膵臓内科	脳神経内科	緩和ケア内科	
外科	呼吸器外科	心臓血管外科	消化器外科
肝臓・胆のう・膵臓外科	小児外科	脳神経外科	整形外科
形成外科	精神科	小児科	リハビリテーション科
皮膚科	泌尿器科	産婦人科	眼科
耳鼻いんこう科	放射線科	救急科	麻酔科
歯科口腔外科	病理診断科		

⑤ 設立の理念

「好生の徳は民心にあまねし」

「学問なくして名医になるは覚束なきことなり」

⑥ 基本理念

「病む人、家族、そして県民のところに添った最良の医療をめざします」

⑦ 基本方針

- 1) 患者中心の信頼される医療
- 2) 良質で安全な高度医療
- 3) 救急医療の確保と地域連携の医療
- 4) 教育の重視と人材の育成
- 5) 経営努力による経営効率の改善

(3) 沿革

天保5年(1834年) 医学館・医学寮創設 「好生館」が始まる
明治5年 県立好生館病院となる
明治29年 佐賀県立病院好生館へ改称
平成22年 地方独立行政法人へ移行(設立団体:佐賀県)
平成25年 佐賀市嘉瀬町に移転 佐賀県医療センター好生館へ改称
令和2年 佐賀県立総合看護学院を好生館へ附属化し、佐賀県医療センター好生館看護学院を開設(助産学科、看護学科)

3 所在地

佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

4 資本金の額

2,316,978,749 円

5 役員等の状況

1. 役員の氏名

役 員 名	区 分	氏 名
理 事 長	常 勤	樗 木 等
副 理 事 長	常 勤	田 中 聡 也
理 事	常 勤	前 隆 男
理 事	常 勤	内 藤 光 三
理 事	常 勤	岡 田 俊
理 事	常 勤	宮 地 由 美 子
理 事	非 常 勤	志 田 正 典
理 事	非 常 勤	中 尾 清 一 郎
理 事	非 常 勤	野 口 満
監 事	非 常 勤	中 島 博 文
監 事	非 常 勤	田 村 祥 三

※田中副理事長の任期は令和6年4月1日から

※岡田理事の任期は令和6年4月1日から

2. 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の監査証明業務に基づく報酬の額は9百万円であり、非監査業務に基づく報酬はありません。

6 全職員数(令和7年3月 31 日現在)

	役 員			一 般 職 員			期限付職員			臨 時 職 員			合 計		
	前 年 度 末	当 年 度 末	増 減	前 年 度 末	当 年 度 末	増 減	前 年 度 末	当 年 度 末	増 減	前 年 度 末	当 年 度 末	増 減	前 年 度 末	当 年 度 末	増 減
医 師	4	4	0	110	109	△1	1	2	1	82	80	△2	197	195	△2
看護職	1	1	0	554	562	8	14	14	0	11	12	1	580	589	9
医 療 技術職	-	-	-	192	202	10	11	12	1	11	11	0	214	225	11
事 務 その他	1	1	0	99	101	2	28	34	6	189	174	△15	317	310	△7
合 計	6	6	0	955	974	19	54	62	8	293	277	△16	1,308	1,319	11

○看護職の増加は、看護師の増員によるものです。

○医療技術職の増加は、薬剤師・理学療法士・医療ソーシャルワーカーの増員によるものです。

○事務その他の減少は、外来クラーク・ナースエイド・病棟クラークの減員によるものです。

Ⅱ 財務諸表の要約について

① 損益計算書 対前年度比較

(税抜)

(単位:千円)

区分	当年度	前年度	増減額
収益の部	21,159,237	20,094,594	1,064,644
営業収益	20,930,119	19,874,383	1,055,736
医業収益	18,643,921	17,561,403	1,082,518
運営費負担金収益	1,176,120	1,175,903	217
資産見返運営費負担金戻入	750,792	659,496	91,296
資産見返補助金等戻入	131,559	133,380	△ 1,821
資産見返寄附金等戻入	2,216	2,569	△ 353
資産見返物品受贈額戻入	523	1,102	△ 579
補助金等収益	92,026	222,424	△ 130,398
寄付金収益	1,895	1,556	339
受託収入	62,552	48,096	14,456
看護師等養成所収益	68,515	68,454	61
営業外収益	227,914	218,781	9,133
運営費負担金収益	83,744	84,256	△ 512
補助金等収益	2,566	-	2,566
貸倒引当金戻入	-	3,064	△ 3,064
その他営業外収益	141,604	131,461	10,143
臨時収益	1,205	1,430	△ 225
費用の部	20,840,891	19,930,651	910,240
営業費用	20,652,175	19,731,906	920,270
医業費用	19,303,874	18,501,758	802,208
給与費	8,356,768	8,238,461	118,307
材料費	6,036,997	5,533,387	503,610
減価償却費	1,581,060	1,520,540	60,520
研究研修費	80,364	79,371	993
経費	3,248,685	3,129,999	118,778
一般管理費	993,981	905,164	88,724
資産に係る控除対象外消費税等償却	124,805	121,187	3,618
看護師等養成所費用	229,517	203,797	25,720
営業外費用	188,715	178,081	10,634
臨時損失	-	20,664	△ 20,664
経常収益	21,158,033	20,093,164	1,064,869
経常費用	20,840,891	19,909,987	930,904
経常利益(損失)	317,142	183,177	133,965
当期純利益(損失)	318,346	163,943	154,404
前中期目標期間繰越積立金取崩額	746,353	-	746,353
当期総利益(損失)	1,064,699	163,943	900,756

② 貸借対照表 対前年度比較

(単位:千円)

区分	当年度	前年度	増減額
資産の部	32,766,472	33,811,761	△ 1,045,289
固定資産	16,534,193	17,241,620	△ 707,427
流動資産	16,232,279	16,570,141	△ 337,862
負債の部	19,890,325	21,253,961	△ 1,363,636
固定負債	14,571,502	16,247,787	△ 1,676,285
長期借入金	10,244,118	11,192,502	△ 948,384
その他負債	4,327,384	5,055,285	△ 727,901
流動負債	5,318,823	5,006,174	312,649

③ 決算指標 対前年度比較

区分	当年度	前年度	増減
収支構造			
経常収支比率(%)	101.5%	100.9%	0.6%
営業収支比率(%)	101.3%	100.7%	0.6%
費用構造			
職員給与比率(%)	46.7%	47.9%	△ 1.2%
材料費比率(%)	30.5%	29.3%	1.2%
委託費比率(%)	7.4%	7.5%	△ 0.1%

Ⅲ 財務情報について

1 財務諸表に記載された事項の概要

（経常収益）

令和6年度の経常収益は、211 億5千8百万円で、前年度と比較し10 億6千4百万円の増加になりました。

これは、主に新型コロナウイルス感染症関連補助金の減により、補助金が1億3千万円減少したものの、医業収益が10 億8千2百万円増加したことが主な要因です。

（経常費用）

令和6年度の経常費用は、208 億4千万円で、前年度と比較し9億3千万円の増加になりました。

これは、給与費が1億1千8百万円、材料費が5億3百万円、経費が1億1千8百万円と増加したことが主な要因です。

（経常利益）

令和6年度の経常利益は、3億1千7百万円で、前年度と比較し1億3千3百万円の増加になりました。

（当期純利益）

令和6年度の当期純利益は、3億1千8百万円で、前年度と比較し1億5千4百万円の増加になりました。

（資産）

令和6年度末の資産合計は327 億6千6百万円で、前年度と比較し10 億4千5百万円の減少になりました。

（負債）

令和6年度末現在の負債合計は、198 億9千万円で、前年度と比較し13 億6千3百万円の減少になりました。

2 重要な施設等の整備等の状況

○デジタルX線透視撮影装置、胸部 X 線画像病変検出ソフトウェアなどの放射線機器を更新しました。

○病棟における患者監視装置（生体情報モニタ）を更新しました。

3 予算及び決算の概要

(単位:千円)

区 分		予算	決算	計画との差
収入		21,526,868	21,542,160	15,292
	営業収益	19,096,759	20,082,737	985,978
	医業収益	17,696,632	18,675,356	978,724
	運営費負担金収益	1,004,553	1,006,676	2,123
	補助金等収益	108,711	93,862	△ 14,849
	受託収入	57,376	68,803	11,427
	看護師等養成所収益	64,599	68,595	3,996
	運営費負担金収益(学院)	164,888	169,445	4,557
	営業外収益	173,328	235,762	62,434
	運営費負担金収益	83,655	83,744	89
	補助金等収益	-	2,566	2,566
	その他営業外収益	89,673	149,452	59,779
	臨時収益	-	1,325	1,325
	資本収入	2,256,781	1,222,336	△ 1,034,445
	運営費負担金収益	745,581	733,336	△ 12,245
	長期借入金	1,510,000	489,000	△ 1,021,000
	その他資本収入	1,200	-	△ 1,200
支出		21,953,354	21,969,697	16,343
	営業費用	18,193,116	19,781,209	1,588,093
	医業費用	17,074,115	18,575,989	1,501,874
	給与費	7,934,240	8,363,051	428,811
	材料費	6,137,391	6,644,774	507,383
	研究研修費	118,840	85,819	△ 33,021
	経費	2,883,644	3,482,345	598,701
	一般管理費	903,007	976,864	73,857
	看護師等養成所費用	215,994	228,357	12,363
	営業外費用	167,313	188,716	21,403
	臨時損失	20,862	-	△ 20,862
	資本支出	3,572,063	1,999,772	△ 1,572,291
	建設改良費	2,096,990	528,250	△ 1,568,740
	長期借入金償還金	1,469,673	1,466,672	△ 3,001
	長期貸付金	5,400	4,850	△ 550

4 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

令和6年度の費用の節減に係る目標として営業収益に対する比率を人件費率 50.0%、材料費率 29.7%と設定しました。人件費率は 46.7%と目標を達成しましたが、材料費率は 30.5%と目標を達成できませんでした。

IV 事業の説明

1 財源の内訳

好生館の経常収益は、211 億5千8百万円で、その内訳は、運営費負担金収益 20 億1千1百万円(収益の 9.5%)、補助金等収益5億3百万円(収益の 2.4%)、診療報酬等の収入 186 億4千3百万円(収益の 88.1%)となります。

2 財務情報及び業務実績の説明

(1) 総括

好生館は、佐賀県における中核的医療機関として、高度・専門(循環器、がん、小児・周産期、感染)医療や救急医療を提供しました。令和元年度末からの新型コロナウイルス感染拡大に対しても、感染症指定医療機関として引き続き新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受け入れました。また地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質な医療を提供するため、地方独立行政法人の特徴である機動性、効率性等を発揮した病院経営に取り組みました。

令和6年度、好生館看護学院では新たに助産学科に 12 名、看護学科に 43 名が入学しました。また、国家試験には助産学科 12 名、看護学科 39 名が合格し、合格率は 98%となりました。看護学科卒業生の県内就職率は 85%でした。

また、当館は DPC 特定病院群(「大学病院本院群」及び「DPC 標準病院群」以外の DPC 対象病院:全国 178 病院)として、引き続き質の高い医療の提供に努めました。

「救命救急センター」、「外傷センター」、「ハートセンター」及び「脳卒中センター」を 365 日 24 時間体制で運用することで地域の救急医療の中核を担い、さらに「消化器病センター」や「がんセンター」を中心とした専門チームによる適切ながん治療も提供しました。

第4期中期計画の第3期事業年度となる令和6年度の経営状況は、診療単価及び患者数の増により、医業収益が 186 億4千3百万円と堅調に収益を上げることができ、経常利益は3億1千7百万円(経常収支比率 101.5%)となりました。

(2) 業務実績

年間延入院患者数は令和5年度比で7,267人増加となりました。

病床稼働率は91.5%で、令和5年度比で4.6ポイント上昇しました。

入院収益は昨年度を8億8千1百万円上回る139億8千9百万円になりました。

年間延外来患者数については令和5年度比で891人減少しました。

外来収益は昨年度を2億1千1百万円上回る44億5千9百万円になりました。

令和6年度の主な業務実績については下表のとおりです。

令和6年度 業務実績

区 分	当年度	前年度	増減	比率 ^(注1)
入院収益	13,989,133 千円	13,108,135 千円	880,998 千円	106.7%
外来収益	4,459,470 千円	4,248,511 千円	210,959 千円	105.0%
年間延入院患者数	150,349 人	143,082 人	7,267 人	105.1%
年間延外来患者数	171,396 人	172,287 人	△891 人	99.5%
入院単価(円/人・日)	92,832 円	92,746 円	86 円	100.1%
外来単価(円/人・日)	25,957 円	24,572 円	1,385 円	105.6%
平均在院日数	9.88 日	9.60 日	0.28 日	－
病床稼働率	91.5%	86.9%	4.6%	－

(注1)比率:(分子)当年度/(分母)前年度

(3) 特記事項

① 医療

○小児・周産期領域では地域における小児医療の拠点として、引き続き小児救急医療を提供し、201件の小児外科手術を行いました。

○がんゲノム医療連携病院として、51例のがん遺伝子パネル検査の検体をエキスパートパネル(検査結果を検証し臨床的に有効な治療法を検討する専門家委員会)に提出するなど、拠点病院との積極的な連携を図りました。

○低侵襲手術支援ロボット(ダヴィンチ)による泌尿器科手術を44件、消化器外科手術を101件、肝胆膵外科手術を7件、呼吸器外科手術を47件、産婦人科手術を73件、計272件行いました。

○脳神経外科、脳神経内科連携のもと、24時間体制で脳卒中センターを運用し、425件の脳卒中患者を治療しました。

○県認定の地域周産期母子医療センターとしてハイリスクを含む 147 件の分娩に対応し、周産期の母子へ水準の高い医療を提供しました。

○県民向けの好生館公式 LINE、広報誌、Web やサガテレビを活用しての県民公開講座の開催等、引き続き様々な機会を通し医療情報を県民・地域住民へ提供しました。

○看護師は、緩和ケア認定看護師資格の取得に向けて1名が教育課程を修了し、次年度の資格取得に向けて準備を進めています。また、認定看護管理者資格の取得に向けて、14 名が各教育課程を修了し、うち2名が次年度の資格取得に向けて準備を進めています(ファーストレベル 10 名/セカンドレベル 2名/サードレベル 2名)。

令和6年度では、薬剤師等の医療技術職も合わせると 21 名が新規に資格を取得しました。

② 看護師等養成

○4月に好生館看護学院助産学科へ12名、看護学科へ43名が入学しました。また、助産学科の12名、看護学科の39名が国家試験に合格し、合格率は98%と高い水準を維持しました。

卒業生で佐賀県内施設へ就職したのは、助産学科が8名、看護学科が28名で、看護学科の県内就職率は85%でした。

③ 経営改善

○施設基準の取得により医療機能の強化とともに、収益の増加を図りました。

- 1)急性期看護補助体制加算2 25 対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)
- 2)脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (告示4 早期栄養介入管理加算)
- 3)医療DX推進体制整備加算
- 4)抗菌薬適正使用支援加算
- 5)バイオ後続品使用体制加算
- 6)特定集中治療室管理料6
- 7)難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- 8)慢性腎臓病透析予防指導管理料
- 9)がん薬物療法体制充実加算
- 10)ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- 11)経頸静脈的肝生検
- 12)ストーマ合併症加算
- 13)緊急穿頭血腫除去術
- 14)胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 15)腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 16)尿道狭窄グラフト再建術

- 17) 小児入院医療管理料 3
- 18) 外来・在宅ベースアップ評価料 1
- 19) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 1
- 20) 入院ベースアップ評価料 78
- 21) 不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)に限る。)
- 22) 腹腔鏡下仙骨腫固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 23) 腹腔鏡下仙骨腫固定術
- 24) 経皮的下肢動脈形成術
- 25) 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
 - 2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの
- 26) 腹腔鏡下腔断端挙上術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

○訪問担当職員及び医師(診療科部長)が医療機関を訪問し、紹介患者数の増加に努めました。

○調達部署及びSPD事業者において延べ762品目の価格交渉を実施し、診療材料費・消耗品費について令和5年度比較で21,387,313円の削減効果を得られました。

○検査関連試薬について価格交渉を実施し、令和5年度比較で2,185,200円の削減効果を得られました。

④ 環境改善

○働き方改革の一環として、下記のとおりタスクシフト・タスクシェアの取り組みを引き続き推進しました。

- ・RPAを正式に導入し、シナリオの運用を開始。
- ・看護師特定行為研修の推進と修了者の活用。
- ・入院時問診におけるAIスマホ問診システムの活用。
- ・看護師の作業補助を目的とした救急救命士の雇用。

○医師に対する業績評価として、診療科・部門別評価を引き続き実施しました。
(再掲)

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年6月12日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

理事長 樗 木 等 殿

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 博 信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金 子 一 昭
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の令和7年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。地方独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、地方独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における地方独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における地方独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び地方独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、法第35条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第15期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- （1） 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- （2） 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- （3） 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。

理事長及び監事の責任

理事長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに理事長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における地方独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が理事長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、地方独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の役員等の状況 2. 会計監査人の名称及び報酬に記載されている。

利害関係

地方独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

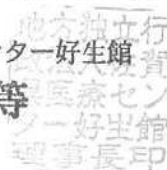
以 上

原本と相違ない事を証明します。

令和 7 年 6 月 26 日

地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館

理事長 樽 木 等



監 查 報 告 書

監 査 報 告 書

令和7年 6月 12日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 櫻 木 等 様

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

監事 中島 伸文 
監事 田村 祥三 

地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項並びに地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第2条の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の第4期中期計画・第3期事業年度である令和6年4月1日から令和7年3月31日までの業務及び会計について監査を行いましたので、以下のとおり報告します。

I 監事の監査の方法及びその内容

監事は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館監事監査規則に従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な文書を閲覧するなど情報収集及び監査の環境の整備に努め、業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書並びに決算報告書につき検討を加えました。

理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等に関しては、上記監査の方法のほか、必要に応じて理事等から報告を求め、当該事項の状況を重要な点において調査しました。

II 監査の結果

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- 2 法人の内部統制システムは、おおむね適切に整備運用されていると認めます。また、内部統制システムに関する役員の職務執行について、特段指摘すべき事項は認められません。

3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

なお、役員と法人間の利益相反取引、役員の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業務上の事故等についても役員の義務違反は認められません。

4 財務諸表等についての意見

(1) 事業報告書

法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 貸借対照表及び損益計算書

法令等に従い、法人の財政状態及び運営状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 純資産変動計算書

法令等に従い、法人の財政状態と運営状況との関係を表すすべての純資産の変動が適正に表示されているものと認めます。

(4) キャッシュ・フロー計算書

法令等に従い、各活動区分に従って法人のキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(5) 利益の処分に関する書類

法令等に適合し、かつ、法人財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

(6) 行政コスト計算書

法令等に従い、業務運営に係るコストの状況を発生原因ごとに正しく示しているものと認めます。

(7) 附属明細書

記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(8) 決算報告書

法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

5 監査のため必要な調査ができなかったものは、ありません。

原本と相違ない事を証明します。

令和 7 年 6 月 26 日

地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館

理事長 樗木 等